

船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年10月29日 05時10分ごろ
発生場所	大分県佐伯市大島西方沖 豊後大島港船隠防波堤灯台から真方位327°750m付近 （概位 北緯32°58.7′ 東経132°04.2′）
インシデントの概要	遊漁船第八孝明丸は、養殖施設に係留作業中、養殖筏のアンカーロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第八孝明丸、6.6トン OT2-5071（漁船登録番号）、個人所有 第294-23310号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 アンカーロープを切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 北東、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時27分ごろ 佐伯市には、令和4年10月29日04時12分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、大島西方沖に設置された養殖筏の東方に至り、船首を北北東方に向けて前方の養殖筏のアンカーロープに船首部から約6mの先端がフック状となった係留索を掛けた後、‘後方の養殖筏のアンカーロープ’（以下「本件ロープ」という。）に船尾部から約4mの先端がフック状となった係留索を掛け、主機を中立運転とした状態で係留して遊漁を始めた。 船長は、風向きが変わって北東風により西方に圧流されて養殖筏に接近したので、係留索を掛け直すこととし、船首部の係留索を掛けた状態で船尾部の係留索を外し、遠隔操縦リモコンで主機を操作しながら徐々に本船を東方に移動させて養殖筏から離し、主機を低速で後進としたまま船尾部の係留索を掛けようとしたところ、後部甲板上のロープの散乱に気付き、ロープを整理した後、船尾部の係留索を掛けることとした。 船長は、船首部の係留索を掛けた状態としているので、後進を続け

	<p>でも本船が本件ロープに接近することはないと思い、後部甲板でロープの整理を行っていたところ、船首部の係留索が外れて後進を始めたことに気づき、そばに置いていた遠隔操縦リモコンを操作しようとしたものの、間に合わず、本件ロープが本船のプロペラに絡まって主機が停止した。</p> <p>船長は、知人等に救助の要請を依頼するとともに、所属の漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長は、救助を要請した小型船舶が来援したので、同船舶の船長に釣り客を佐伯市佐伯港に運ぶよう依頼した。</p> <p>本船は、来援した知人によって本件ロープが切断された後、釣り客を運び終えて戻って来た小型船舶により佐伯港にえい航された。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、養殖施設に係留作業中、船長が、後部甲板上の散乱したロープを整理しながら、養殖筏の至近で主機を後進とし続けたことから、船首部の係留索が外れた際、本件ロープに向かって後進し、本件ロープがプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船首部の係留索を掛けた状態としていたことから、主機を後進とし続けても本船が後進して本件ロープに接近することはないと思い、散乱したロープを整理しながら主機を後進とし続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が養殖施設に係留作業中、船長が、養殖筏の至近で主機を後進とし続けたため、船首部の係留索が外れた際、本件ロープに向かって後進し、本件ロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、養殖施設の至近で主機を操作すると絡索するおそれがあることに留意し、必要な場合を除き養殖施設の至近で主機を操作しないこと。